

入札注意書

- 1 入札希望者は、国有財産（土地等）売払公告書、本注意書及び国有財産売買契約書（案）を熟読の上、入札して下さい。
- 2 現物と公告物件との数量が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者をもって入札を行って下さい。
- 4 課税物件（立木、建物等）と非課税物件（国有林野、土地）を一括して入札に付す場合は、入札にあたり落札価格に含まれる消費税相当額は国が算定した額とします。
- 5 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の 100 分の 5 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫等）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。
また、小切手を現金化する際の小切手取立手数料については、落札者の負担とします。ただし、特定線引小切手は、受理できませんのでご注意ください。
- 6 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 7 入札書は所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名の上押印又は署名するものとし、入札金額は、売払物件ごとに、その金額を記入して下さい。
- 8 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に抵触する者が入札したもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当する者が入札したもの
 - (3) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者が入札したもの
 - (4) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの
 - (5) 売払番号、入札金額、氏名（名称）が確認できないもの
 - (6) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの
 - (7) 委任状を持参しない代理人が入札したもの
 - (8) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額 100 分の 5 に満たないもの
 - (9) 郵便をもって入札書を送付したもの
 - (10) 暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為がみとめられたもの

(11) その他入札に関する条件に違反したもの

- 10 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 11 開札は、入札者の立会いの下に行います。
- 12 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
- 13 入札は、予定価格以上の最高のもをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を定めます。
- 14 落札者は、契約の締結に先立ち、競争参加者に必要な資格の証明として、法人にあっては商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を個人にあっては本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」をそれぞれ提出しなければなりません。
- 15 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めるときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 16 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 号の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 17 不落に係る入札保証金については、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
- 18 落札者の入札保証金は、21 に定める契約保証金に充当します。
- 19 落札者が落札決定の日の翌日から起算して 20 日以内に契約を締結しないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 20 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- 21 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の 100 分の 10 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。
 - (1) この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。
 - (2) 納付した契約保証金は、売買代金に充当します。
- 22 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
- 23 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規に定めるところにより処理します。